

大阪府社会福祉審議会 新たな福祉課題検討専門分科会
第二回女性保護支援等検討専門部会

1 市町村相談窓口への調査結果について（中間報告）：大阪府立大学の研究チームより報告

■資料2-1 市町村の相談窓口に対して行ったアンケート調査について
（資料に沿って説明）

■資料2-2 市区町村の女性保護支援に関するヒアリング調査

○「調査実施の概要」について

- ・ヒアリングを行ったのは11市。各市のヒアリング対象者は人権・女性部署の担当者、生活保護部署の担当者、子ども・母子部署の担当者。全ての市において、3部署の担当者の出席を得た。
- ・調査の方法は、出席する担当者に事前アンケートに回答いただいた上で、3部署それぞれに45分～70分のヒアリングを実施した。

○「調査の結果」について

- ・調査対象者数は、複数の職員が出席した市があったため、ヒアリングを行ったのは11市であるが、対象者はそれよりも多くなっている。
- ・調査は、女性保護施設の利用を促進したり阻害したりする要因を明らかにすることを目的に実施。
- ・24のヒアリング項目に基づき、聞き取った内容から、大きく分けて4つの要因があり、それらが多重に関連していた。4つの要因とは、「利用者が持つ要因」、「施設が持つ要因」、「女性相談センターが持つ要因」、「市町村が持つ要因」。
- ・この後、各要因について説明するが、一時保護と入所をあわせた報告である。

○「利用者の要因」について

- ・利用者の要因については、アンケート調査の回答と重なる部分が多くあった。ここでは5つを挙げている。
- ・まず、今までの生活と比較して施設環境の受け入れにくさ。具体的には、共同生活でトイレやお風呂が共用であるということ。また、生活への制約があること。そして、これまでの生活とのつながりを一時的に断たれること。つながりを断たれるということの中には、スマホが使えないという非常に具体的なことも含まれるし、自分が住み慣れた地域から離れなければならないということも含まれている。
- ・次に、住み慣れた地域を離れ、社会資源を失う可能性があることから、施設を利用す

ることを躊躇すること。

- ・また、こどもの環境変化への抵抗感。具体的には、子どもが学校を変わらなければならない。特に高校生になっていると学校が変わることが難しいということがあった。
- ・また、DVの特徴でもあるが、加害者との離別への迷いやそれを決めることの決め難さがあった。その中で、安全を取るか、それまでの日常生活の維持を取るか、そのどちらを重く考えるかの判断のしがたさを利用者が持っていることもある。

○「市町村の要因」について

- ・市町村の要因について、5つを挙げている。
- ・1つ目は市町村の職員が「なるべく遠くが安全」という考え方を持っているということ。これが、利用者が避難するにあたってなるべく住み慣れた地域を離れたくないという考えとコンフリクトを起こすことになる。
- ・2つ目は、措置権を持つ担当課の判断と権限。具体的には人権相談の担当課で相談を受けていても、実際には生活保護の担当課、母子保護の担当課、障がい相談の担当課、それぞれの制度を所管する担当課が権限と判断を持っているので、人権相談の担当課の判断とコンフリクトを起こすことがあるということ。
- ・3つ目の仕組みとしての連携の課題と、4つ目の人と人とのつながりとしての連携の課題については、市町村内での連携に課題があることを指している。具体的には、3つ目の仕組みとしての連携の課題については、相談を受けたら次はここにつなぐというようなマニュアルが市町村の中でしっかりと定められているか否か。4つ目の人と人とのつながりとしての連携の課題については、例えば、女性相談の担当課の担当者が、以前に生活保護や障がい相談の窓口にいたことがあるような場合には、職員同士の間人間関係があつてうまく連携ができるという事例がみられること。
- ・5つ目は、担当課で対応にあたる担当者ひとりひとりの力量に差があること。

○「施設の要因」について

- ・ここでいう施設には、婦人保護施設、母子生活支援施設、救護施設を含んでいる。
- ・1つ目、それぞれの施設が持っている入所要件の厳格さ。
- ・2つ目は、多重課題を抱える人への対応。たとえば、母子世帯であることに加えて、精神障がいを持っている、疾患がある、高齢であるといった多重課題を抱える人の対応への課題があるという声もヒアリングではあがっていた。
- ・3つ目は、多様な生活ニーズを持つ人へのケアに関する課題については、施設に入ったときの生活でどこまでのケアが必要なのか、どれぐらい対応できるのかということに課題がある。
- ・4つ目は、自立生活に向けての支援の力量。一時保護でも入所でも、そこから先の生活をどう展開するのか、入所中に相談して決めていくが、その支援の力量について、

施設によって格差があると市町村は感じている。

- ・ 5つ目は、財政的な条件の課題。入所者がどのような人かによって市町村からの措置費が決められるので、そういう条件もあるのではないかということだった。

○「女性相談センター（広域自治体）の要因」について

- ・ 1つ目は、多重な問題を抱える人への措置の考え方。例えば精神障がいをお持ちの人に対して、どのように考えるのか、例えば精神病院入院を優先的に考えた方がいいのかということが挙げられていた。
- ・ 2つ目は、DV法以外の高齢者虐待、障がい者虐待などとの支援の棲み分けと、連携の考え方について、今後、統一が必要であるという指摘があった。
- ・ 3つ目は、一時保護への条件の厳格さ。
- ・ 4つ目は、ケースワーカーによって、対応と判断にばらつきがあるという指摘。
- ・ 5つ目は、一時保護中のケースワークがどこまで行われているのかという課題の指摘。
- ・ 6つ目は、役割の分担をもう少し明確にした方がよいのではないかという意見。

<部会長>

- ・ ここまで、「市町村の相談窓口に対して行ったアンケート調査」と「市区町村の女性保護支援に関するヒアリング調査」のふたつの調査について、第一次的なデータを簡単に報告したが、今後、どのような部分を深めていくべきか、ご意見をいただきたい。
- ・ ご意見、ご質問については、後ほど、まとめてお伺いするので、先に、事務局から女性を保護する施設アンケート調査の単純集計結果について、報告をお願いします。

2 女性を保護する施設への調査結果（速報値）：事務局より報告

- 資料3 施設アンケート調査 単純集計結果（速報値・一部抜粋）について
（資料に沿って説明）

3 事例検討結果（概要）：事務局より報告

- 資料4 事例検討結果（まとめ）
（資料に沿って説明）

<部会長>

- ・ これまでの報告を受け、オブザーバーとして参加している女性自立支援センターと女性相談センターから、直接支援をされている立場からご意見をいただきたい。
- ・ まずは、女性自立支援センターから。

<女性自立支援センター>

- ・事例検討をたくさんする中で多くの課題があがってきた。
- ・市町村相談窓口へのアンケート調査結果を見ても、市町村の考え方の違いによって、対応が随分変わっているということが改めてわかった。
- ・庁内の連絡会議や庁内職員の研修等も行っていないという回答が多くあったし、婦人相談員の配置がないところが77%、今後も予定がないところが91%で非常に高くなっていた。
- ・このようなところからも、市町村の対応の差やばらつきが出ているのではないかと感じた。
- ・同じ母子世帯に対する支援であっても、根拠となる法律が違くと視点も異なってくる。児童福祉法であれば子どもの視点、売春防止法であれば母親からの視点であったりと違ってくる。
- ・しかし、課題は、暴力、虐待、貧困、障がいであったりと、抱えている課題はほぼ同じことが多いと思われる。
- ・よって、立場によって支援をする困難さを感じる場所が変わってくるのかなと感じた。
- ・対象者の支援ニーズの幅が広いので、関係機関との連携が必要ということはずっと言われ続けているが、実際には十分にできていないということが現状だということが、ここからも見えてきた。
- ・所管する法律が違うので、縦割りであり、なかなか横のつながりが薄いと感じた。
- ・大阪府女性相談センター、女性自立支援センターが加入している全国婦人保護施設等連絡協議会では、現行法では女性たちの支援ニーズに応えきれなくなった婦人保護事業の現状から、新たに法制度の構築を求める要望書を国に挙げている。
- ・この検討会は、「大阪府における保護を必要とする女性への支援のあり方」となっているが、都道府県をまたいでの支援を行っていることも稀ではないので、全体的に抜本的な見直しが必要ではないかと思っている。
- ・市町村の中に婦人保護事業・婦人保護施設のイメージがしにくいというところがあったが、女性保護支援のサービスを知らない女性たちの自立支援を担い、次世代に続く子どもたちの貧困の連鎖の防止や健全な育成につながる事業であることを各方面に理解していただきたいと考えている。

<女性相談センター>

- ・女性相談センターで行っている一時保護の状況についてお話しさせていただく。
- ・テーマになっている、必要な保護につながっているのかという点については、女性相談センターの実際の保護件数としては、去年から少なくなっているのが現状。
- ・ただ、女性相談センターで、とても強く思うのは、たくさんの課題をお持ちの母子、

単身の保護の方がいるということ。たとえば、アンケート等の中でも見えてくるが、子どもがたくさんいらっしゃる家庭のお母さんが精神疾患をおもちだったり、体力的にしんどい状況であったり、また、単身の方でも精神疾患をおもちであったりというように、様々な支援が必要であるという方が多くなっている。

- ・また、女性相談センターでは、現在、子どもの面接を行っている。その面接を通して、今まで保護をした女性の「同伴児」として、支援の対象と考えるとこなかった子どもに、しんどい状況があるということがわかってきている。そのため、子どもの支援については、子どもの担当につなぐということをしている。
- ・このような意味で、一つのケースについての、支援機関の連携がとても重要になってきている状況がある。
- ・女性相談センターのケースワーカーもそれぞれの関係機関と連携し、必要があればカンファレンスも実施し、全体的な支援を考えているし、実際行っている。
- ・その中では、アンケートに出てきたように、連携が不十分という指摘もあるが、女性相談センターの考え方としては、子どもと母とを支援できる体制を作っていくことが必要であり、できる限り連携がスムーズにできるよう努めているところ。
- ・そういった連携の課題の一つとしては、各市区町村の担当課へ連絡が、なかなかタイムリーにできないという状況がある。これからも、タイムリーな連絡と協働の支援を考えていかなければならない。
- ・連携の課題という点では、母子世帯に限らず、最近悩ましい所では、アンケートの中にも出てきているが、障がいをお持ちのDVの被害者や、高齢のDV被害者の保護について、障がいサービスの利用など障がいサービスでの支援が必要な方を女性相談センターが保護した後、障がい担当部局との連携がなかなかできなかったり、女性相談センターで対応してもらいたいと、高齢の方の保護の依頼があったりすることもある。
- ・障がいをお持ちの方や高齢の方の保護や支援について、女性相談センターと各市区町村の障がい福祉担当課や高齢福祉担当課と、それぞれの役割分担をしっかりとしながら、ご本人さんのしんどいこと、思いが、少しでも解決できるように対応していきたいが、これについては今後の課題と思っている。

<部会長>

- ・女性自立支援センターからは、抜本的な法律を提案する動きもあるという話、女相からは、具体的なケースからのご指摘だったかと思う。
- ・3つの調査と事例検討の結果について、各委員からおひとりずつ順番に意見をいただき、その上で議論をさせていただきたい。

<委員>

- ・府立大学の調査チームの分析も含めた、調査結果に関心と感動を覚えている。

- ・報告を聞きながら、これまで支援してきた、様々な依頼者の方の顔がフラッシュバックしてきている。
- ・女性自立支援センターや市の女性相談等、大阪府下のDVの関係ではそれなりの件数の支援を行ってきたし、その中で、多様な困難な方々がいて、ニーズが細かくなってきていることを感じ尽くしてきたところ。
- ・調査結果については、やはりと納得する部分と、先ほど女性相談センターから言及のあった、障がいがありDVの被害者や高齢でDVの被害者については、しっかり連携なのか、しっかり役割分担なのかという部分も含めて、連携は必要、でも、役割分担もしっかり必要という部分であるだけに、非常に難しい問題をはらんでいるなと思った。
- ・たくさん思うところはあるが、例えば、高齢でDVの被害者のケースの場合、一番最初の担当課がどこだったのかということによって、「配偶者による高齢者虐待」として捉えられた場合のその後の動きと、「DV」として捉えられた場合のその後の動きがかなり違ってくる。
- ・高齢者虐待とDVは、事象的にも非常に重なっているが、夫からの暴力だけでなく、息子からの暴力も受けているようなケースだと、もっと複雑になってくる。
- ・様々なケースがある中で、DVは基本逃がそう、高齢者虐待は分離はするけれども分離の介入の仕方が、根本的に考え方が違うと感じている。そういったこともあるのかなど。
- ・障がい者支援とDV被害者に対する支援、多子世帯に対する支援のすべてが必要という状況に加えて、子どもも障がいをお持ちであるというケースもあり、このような場合には多重困難者ということで、ケースワーカーや相談員が右往左往されている姿が見受けられる。
- ・今回の話の中で、女性自立支援センターが言及していた通り、法制度の抜本的な見直しというのは、全国的に皆が何年もモヤモヤ持ち続けていることだと思う。
- ・それを、例えば一つの大きな法律に集約するなどしても、それで全てが解決するとはとても思えないが、少なくともいろんなニーズに応じて、法律や制度が何年も積み重なってきて今がある中で、各法律や制度に重複している部分がある。
- ・それ自体は、決して悪い事ではないと思うが、この際、それぞれで発想を変えていかないとイケない時期に来ているんだなとつくづく感じた。
- ・細かい所は精査がいるし、感想のような話になってしまったが、私からは以上。

<委員>

- ・子ども家庭センターの仕事もしているし、児童の専門家でもあるので、子どものことから意見を言いたいと思う。
- ・今まで子どもを見てなさすぎた。保護施設も子どもという視点が持ちにくかったし、

児童相談所自体も、DVの被害を受けている子どもの理解がまだできていないのではないかと思う。

- ・今は、面前DVについては警察が関与すると通告されることがほとんどだと思うが、警察から通告を受けても、その対応がちゃんとできていない。市町村の方も、子どもへの影響がわかっていない。
- ・DV環境にいる子どもについての理解をもっともっと進めて行かないと、子ども自身のサポートにもならないし、DVへの対応としてもうまくいなくなる。
- ・たとえば、子どもが学校を替わりたくないから避難しないというのがあった。
- ・子どもが学校を替わりたくないと考える理由はいろいろあると思うが、一番ありうるのが、家庭がうまくいっていない子どもは学校で頑張っている。学校でうまくいっているから、そちらを生きる場としているからこそ、学校を失いたくないと思っているというもの。しかし、実際のケースで見ると、健康度がなくて、学校で頑張っている子は、転校してもやっていける。
- ・このような場合には、例えば女性自立支援センターへ行っても、子どもは新しい環境で適応していくし、子どもが適応すると母も安心する。
- ・子どものこういう心理状態をわかった上で対応していかないと難しい。
- ・ただ、子どもによっては、今の学校でないと適応できないこともある。親の養育力が低く、子ども自身の力も足らなくて、たまたまいい環境だからこそ、うまくやれているというケースもある。そういうケースについては、それを離すのもどうかという話もある。
- ・子どもがちょっと嫌がっても避難してもいいのかという判断が、子ども自身の状況を見ていかないとわからないこともある。
- ・これは、どの機関がみるかという問題にもなってくるが、あくまでも女性保護の中で子どもの担当を決めていくこともあると思うし、それが現実的だと思うが、一方で、面前DV自体、虐待であるが、それから子どもへの直接的な虐待があるケースも結構ある。
- ・家に帰したら危ないというケース、DV加害者の父親から、子どもが直接的に虐待を受けることがありえるケースについては通告になっていくが、微妙なケースもある。
- ・極端な例を挙げれば、DV加害者が被害者である母親に、「お前がどつけ」と言って、子どもに暴力を振るわせるケース。その場合には、それが今どうなっているかを判断しなければならない。
- ・また、子どもが少し不安定で、母がそれに対応しきれなくて、不適切な養育をしてしまうことも有りうる。
- ・かなり微妙なところがあるので、こういう場合に子ども家庭センターが関与する場合には、かなり見分ける力をつけていかないとギクシャクした判断になっていく。
- ・私が仕事でかかわる中で、子ども家庭センターがDV被害者の子どものことまでまだ

詳しくわかっていない、子どもの理解をもっとしなければいけないと感じる。

- ・もう一点気になっていたのが、帰宅する人に対して、帰宅した後の支援ができていないか。安全を優先して離れてほしいと思いながら、支援する側の意向に沿わないまま帰ってしまった場合は、どうかすると支援する側の気持ちが削がれることがある。それでも継続的に支援ができるのか。もともと居住していた市町村が支援を継続するべきであるので、市町村の問題かもしれないが、そのようなことが可能なのか。「帰宅」を正面から取り扱う必要もあるのかなと感じた。
- ・また、どうしても、今すぐどうにかしないといけないケースがあるため、目標の設定が短期的になっているが、DVの影響は長い期間影響がある。被害者はもちろん、子どもがいる場合は子どもへの影響も、長い期間がかかって回復していく。長期まではいかなくても、中期的な目標を、市町村も含めて共有することができていないために、色々な対応がばらつくのではないかと感じる。中期的な目標として、どういうことをしていくのがいいのか、もう少し共通認識を持つ必要がある。これは、研修でやるべきかとも思う。
- ・もう1点は、母子生活支援施設の早期の退所が多いことについて。これはいかなものかと思う。本来、そういう目的で行くところではない。
- ・また、母子生活支援施設では、資料3の10ページにもあるように、入所中の支援課題として、精神状態の不安定さは認識している。一方でトラウマの認識が少ない。この点について、母子生活支援施設での支援のあり方の検討が必要ではないかと考える。

<委員>

- ・こんなに細部の調査を実施し、まとめられたことに感動した。感謝。
- ・感想と質問をさせてもらいたい。
- ・感想としては、いろんな課題がここから浮かび上がっていると思った。
- ・今回の調査で画期的だと思ったのは、同じように女性を支援しているという点から、様々な法律の壁を越えて同時に調査ができていないこと。このような視点でされた調査は全国的にも他にないのではと思う。
- ・法律の壁を超えて連携することで解決できる課題もたくさんあるように思う。
- ・売春防止法そのものの改正が必要であるという抜本的な問題もあるが、連携で変えられるところもある。法律の改正には時間がかかるが、連携の課題などは、比較的早く変えられるところだと思うので、ぜひ、そのあたりの整理と、実施ができるような方法で議論が進んでいくといいと思った。
- ・調査のまとめ方に対して、2点質問がある。
- ・1点目は、資料3の「施設アンケート調査結果」について。例えば、4ページの「1-2 利用者の状況について」で、利用開始時の理由について、主訴がまとめられているが、全体の結果のみで、施設種別ごとの結果が出ていない。私が知りたいのは、

例えば女性自立支援センターにDVの方がどれくらいの割合で入っているのか、母子生活支援施設だったらどうだろう、救護施設だったらどうだろうということ。

- ・それによってそれぞれの施設で課題だと認識していることや、行っている支援が大きく変わってくると思うが、それが見える結果がここにはまとめられていない。
- ・暴力を受けている方への配慮から出せないのかもしれないが、そのあたりがどうなっているのかを聞きたい。
- ・もう一つは、市町村調査のところで、施設の受け入れが困難な理由として、「施設が満床だった」という結果がたくさんあがっていたが、その前提として、施設の稼働率や空きが施設ごとにどのくらいあるのか。どれだけ把握しているのか、把握できているても施設の特定につながるから出せないということなのか、教えてほしい。

<事務局>

- ・ご指摘のとおり、施設種別ごとの結果を載せていないのは、DV被害者がどの種別の施設に行っているかが分かると支援の流れが見えてしまう。DV加害者の追跡等を考えると、公表資料に掲載することができないと判断した。

<部会長>

- ・各施設の稼働率については、市町村に対するアンケートでは調査質問項目を設けていないため、結果として出すことができない。

<部会長>

- ・各委員から意見をいただいたので、これを踏まえてさらに議論を深めていきたい。
- ・一つは、抜本的な法改正は必要だが時間がかかるので、異なる法律を根拠とする女性の支援の施策が、法律の壁を越えて連携していく。この辺からだ議論が進められるのではないかという意見があったが、いかがか。

<委員>

- ・今日の会議は二回目だが、三回目、四回目の進め方のイメージを教えていただきたい。

<事務局>

- ・今回は、調査の結果を一時的にまとめたもので、調査自体も時期が押ししてしまった結果、中間報告、速報になっている。
- ・この結果をさらに分析して、第三回に分析した結果をご報告させていただくことになる。
- ・今日いただきたいご意見は、こういった部分をもっと分析した方がいいのではということ。そのデータの分析を深めて、次回、報告させていただきたいと考えている。

- ・三回目は、様々な課題に対して、こんな方策が考えられないかということについてご意見をいただきたい。
- ・四回目は、今日と三回目に議論いただいた内容ふまえ、女性保護支援のセーフティネットの再構築に向けた方向性も含めた報告書としてまとめていただきたいと考えている。

<委員>

- ・データの出し方について、気が付いたところを申し上げる。
- ・資料2-1の2ページ。女性からの相談件数について、市町村別の最小値や最大値などが示されているが、市町村別に人口比で割って、どこがどんな相談が多いのかや、どんな対応をしているのか等を示した方がいいのではないか。
- ・市町村別の差を調べることについて、都合が悪くなければ、そういう出し方の方がわかりやすいと思う。ただ、市町村の比較をしてしまうことになるので、調査の趣旨にあっているかどうかは検討が必要だと思う。
- ・また、平均値と標準偏差を出していただいているが、偏りがあって苦しい数字だと思う。平均値からでも想像はできるが、中央値、4分の1の方が意味がある数字になり、リアルにわかるのではないかと思う。

<部会長>

- ・この調査を集計して結果を出しているが、回答のばらつきがあって苦しいところがある。

<委員>

- ・せっかくの数字なので、どう見やすくするかだと思う。
- ・もう少しまとめて見やすくする必要性はある。

<部会長>

- ・第一次報告という形だったので、もっと洗練させたいと思う。
- ・他にはいかがか。

<委員>

- ・質問だが、資料4の「今後の検討の視点」とあるが、これは、これからもっと検討していくべきということか。

<事務局>

- ・できましたら、今後の支援の検討の方向ということで、事例検討を行った四者の意見

なので、先生方からご意見をいただきたいと思う。

<委員>

- ・もう少し、具体策まで出せそうか。
- ・例えば、婦人相談員の配置を増やすのは、当然そうすべきだが、進まない。これはどうすれば増えるのか。増える可能性はあるのか。
- ・検討すべき視点はあるが、具体策はない。

<事務局>

- ・DV支援のコーディネーターを配置する場合、大阪府が費用を10割負担する大阪府独自の交付金があり、これを活用してもらおうと市町村は負担なしでコーディネーターを配置できる。
- ・一方で、婦人相談員を配置する場合、補助金があるものの、2分の1を市町村が負担する必要がある。
- ・この市町村の負担がネックになっている可能性はある。

<委員>

- ・統計的などところはよくわからないが、資料2-1の婦人相談員を配置していないところの方が多かったという結果だけ出ているが、配置しているところと、配置していないところの違いという視点での、他の連携的なデータを比較することはできるのか。
- ・0のところは、府のカバーがあるということで安心している部分もあるのかもしれない。各市町村における女性保護への取り組みについて、積極性のある市と、それよりもそれ以外のことを頑張っている市もあるので、ばらつきがあるのは当たり前かと思うが、婦人相談員の人数や、配置されているかどうかというのは、連携という意味でのコーディネート機能をどこが担っているのかという部分に関わってくるのではないかと思う。
- ・その中で、女性自立支援センターとのケースワーク機能との連携なり、女性相談センターの負担の軽減になるのかもしれない。
- ・そこの部分が出てくるのであれば、データとしていただきたい。

<委員>

- ・婦人相談員がいるかどうかでどこに差があるか、調べるだけでいい。
- ・使うかどうかは別として、関心がある項目なので、数字を出す必要はある。
- ・差が出にくいかもしれないが、出た場合に、それをどう使っていくか。

<部会長>

- ・ 婦人相談員配置と配置していないところで、例えば連携している連携先が違うか、連携数が違うか等、クロス集計の結果は示す。

<委員>

- ・ 基礎データとしてはあってもいいと思う。
- ・ 婦人相談員に着目しすぎているかもしれないが、大事なデータなので、出しておいていいと思う。

<部会長>

- ・ 婦人相談員のことが出たので、それに関連して申し上げたい。
- ・ 婦人相談員は非常勤。だが、実態として、人権や女性の相談窓口では、常勤の市の職員、つまり婦人相談員ではない市の職員が女性相談を受けている場合もある。
- ・ 婦人相談員が非常勤として配置されていて、専門の相談員としてコーディネート機能を発揮される場合と、非常勤であるために、市町村の庁内連携の細やかなところまで担えていないところがあった。
- ・ データで見なければならぬが、ヒアリング結果から見ると、婦人相談員の配置は量的に必要。一方で、コーディネート機能は婦人相談員の配置とは別問題。婦人相談員を配置すればコーディネート機能ができるわけではなく、そこから先のコーディネート機能をどう作っていくかという課題がある。

<委員>

- ・ データとヒアリングの結果をどう組み合わせるかだと思う。
- ・ 婦人相談員の配置について、ポジティブなデータが出るかもしれないし、配置の有無で差がないというネガティブなデータが出るかもしれない。
- ・ データで補強しながらヒアリングの結果を使うことで、婦人相談員の配置が必要だという点も説明できると思う。

<部会長>

- ・ 連携をどうしていくかが大きな課題。
- ・ 次の時にデータをよくご覧いただいた上で、ご意見をいただきたい。
- ・ 調査をしてみて、抜本的な法改正も必要だと思ったが、連携と協働についてもっとクリアに共通認識を持つこと、ルール化、それを実際に行うためのシステムや力量があれば、できていく部分もあるのではないかと思う。

<委員>

- ・ 資料2-1の16ページ、市町村アンケートの自由記述のうち、「3-(2)女性相

談センターへ一時保護を依頼する基準」を見る限り、女性相談センターにどういう場合に、一時保護依頼するのかという認識が、自治体によってかなり違いがあるのではないと思った。

- ・たとえば、母子生活支援施設が近くにあれば、そちらを利用するなど、その自治体の中に他に一時保護委託先があるかどうかによって、女性相談センターに一時保護を依頼するかどうかが変わってくるのではないかと。
- ・その違いが、地域の社会的資源の違いからくるものなのか、担当者個人の認識のばらつきから来るものなのかはわからないが、何か基準を設けるなり、マニュアルを整理するなり、研修をするなりして、活用できるようにする必要があるのではないかと思う。
- ・また、資料2-1の19ページ「3-(3)①施設入所が適切と判断する場合」と「3-(3)②住宅設定をして生活保護を適用する場合」を比較すると、施設への入所が積極的な選択としてなされている場合と消極的な選択がなされている場合の両方があるのだなと思った。
- ・例えば、集団生活ができないから居宅保護になってしまうという場合と、金銭管理等ができるから居宅保護が可能である場合と、両方ある。
- ・しかし、施設がその方に必要な場合と、居宅生活がその方に必要な場合というのは、おそらく違う。
- ・こういう方には居宅生活が合っているのではないか、こういう方には施設生活が合っているのではないかという整理が、もう少しできて、担当者の認識のバラつきが埋められるようなことができればと思った。

<部会長>

- ・生活保護の居宅がいいと思うのか、救護施設がいいと思うのか、丁寧にデータで示すためにはヒアリング結果を見る必要があるのでは、それはさせていただく。
- ・ただ、聞いてきた中では、生活の能力、金銭管理、日々食べたり着たり、日々の生活をやっていける人、それが見えると居宅の方に行き、それが難しいとなると施設で、生活について身に着けていってもらった方がいいと判断するという感じだった。

<委員>

- ・ただ、報告結果を見ると、施設で受け入れてもらえない困難ケースが、居宅になっているということも記載されていたと思う。

<部会長>

- ・居宅と施設の判断の違いがどうなっているかについては、もう少し、生活保護担当者のヒアリングを丁寧に見ていくことで、何かわかることがあるかもしれない。

<委員>

- ・施設か住宅設定か、それぞれにピッタリなイメージの人がいるが、どちらにもはまらない人がいる。
- ・どちらにも、はまらない人に対して、どう支援をしていくか。流れとしては、どういう支援ができるかという問題はあるが、地域で支援を入れながらやっていくべきだと思う。
- ・施設と居宅とどちらにもはまらない人には、色々な支援を入れていくべきだ、という発想が弱いように思う。施設か居宅かに当てはめようとしすぎていると感じる。
- ・たしかに、短期間で支援の方針を決めなければならないとなると、どちらかに決めるしかないが、女性自立支援センターでは、中長期の利用者については、必要な支援を確定させてから退所させている。
- ・障がいがあれば非常にサポートは簡単だが、そうではない人、障がいには該当しないが支援が必要な人にどうしていくかという視点がない。だから、ぴったり当てはまらなくて、無理しないとどの支援もできないという場合がある。

<委員>

- ・資料2-1の11ページ、各相談窓口における一時保護等に至らなかった理由の中で、「検討途中で別の適当な支援策が見つかった」にピンときた。
- ・支援策を検討する中で、本人が一時保護や施設に行くという提案を聞き、「そんなところに行くぐらいなら」と自分の能力を最大限に発揮して、代替の方策を見つけてくる。たとえば、こういうところに行けることになりました、お金を貸してもらえることになりました、友人が支援をしてくれることになりました等、本人の力で代替の社会資源を見つけることができる場合は、そういった資源につながっていくことができる。
- ・一方で、その社会資源を一切持たない方は、究極的には、本人が入所を「選択をする」というよりは、素質と環境に左右されながら、ほとんど選択の余地がない中で入所している。
- ・着の身着のまま今夜の行き先がないような場合、とりあえず一時保護をし、その後自立に向けてどうするかを検討することになるが、自己効力感が非常に低かったり、社会資源が本当にない方は、施設に入所後、次の方針を検討しても選択肢がほとんどないところに困難がある。
- ・それでも高齢であれば、救護施設や軽費老人ホーム等が終の棲家となる可能性があるため、それで支援が終わることもあるが、精神の障がいをお持ちの女性の方となると、終わりのない支援が続いていくことになる。
- ・スマホが使えないから施設に入所しないという選択ができるのは非常に元気な人たち

で、それはそれで頑張っているのかなと思う。一方で、支援のやり方として、現代的なところでどう対応していくのかを検討することも必要だとは思う。

- また、施設入所、生活保護、施設退所後帰宅になったり、民間マンションを借りる等、いろいろデータが出ていたが、その中で、同じような状況におかれた人であっても、各市町村の担当者、コーディネート力、財政的な状況などによって、生活保護を受給することができる人、できない人のバラつきがある。たとえば、あの人は、生活保護をもらって出ていけているのに、私はずっとここにいないといけないのはどうしてだろうというケースワークへの不満、不公平感が出てくる。
- これをデータにどう生かしていくのかまでは提案できないが、意見としては以上。

<部会長>

- 調査で得られたデータを最大限に生かして、できる限り提示していくことが大事だと感じた。